人事院規則九一二四一二七

人事院規則九一二四（初任給調整手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九一二四（初任給調整手当）の一部を次のように改正する。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一（第六条関係）

期間の区分＼職員の区分	1項職員 1種	1項職員 2種	1項職員 3種	1項職員 4種	1項職員 5種	2項職員	3項職員
	円	円	円	円	円	円	円
1 年未満	418,600	372,200	311,600	253,800	186,500	52,600	100,000
1 年以上 2 年未満	418,600	372,200	311,600	253,800	186,500	52,600	100,000
2 年以上 3 年未満	418,600	372,200	311,600	253,800	186,500	52,600	100,000
3 年以上 4 年未満	418,600	372,200	311,600	253,800	186,500	52,600	100,000
4 年以上 5 年未満	418,600	372,200	311,600	253,800	186,500	52,600	100,000
5 年以上 6 年未満	418,600	372,200	311,600	253,800	186,500	52,600	90,000
6 年以上 7 年未満	418,600	372,200	311,600	253,800	186,500	50,800	80,000
7 年以上 8 年未満	418,600	372,200	311,600	253,800	186,500	49,000	60,000
8 年以上 9 年未満	418,600	372,200	311,600	253,800	186,500	47,200	40,000
9 年以上 10 年未満	418,600	372,200	311,600	253,800	186,500	45,400	20,000
10 年以上 11 年未満	418,600	372,200	311,600	253,800	186,500	43,600	
11 年以上 12 年未満	418,600	372,200	311,600	253,800	186,500	41,800	
12 年以上 13 年未満	418,600	372,200	311,600	253,800	186,500	40,000	
13 年以上 14 年未満	418,600	372,200	311,600	253,800	186,500	38,200	
14 年以上 15 年未満	418,600	372,200	311,600	253,800	186,500	36,800	
15 年以上 16 年未満	418,600	372,200	311,600	253,800	186,500	35,400	
16 年以上 17 年未満	414,200	368,200	308,300	251,200	184,900	34,000	
17 年以上 18 年未満	409,800	364,200	305,000	248,600	183,300	32,600	
18 年以上 19 年未満	405,400	360,200	301,700	246,000	181,700	31,200	
19 年以上 20 年未満	401,000	356,200	298,400	243,400	180,100	29,800	
20 年以上 21 年未満	396,600	352,200	295,100	240,800	178,500	28,400	
21 年以上 22 年未満	384,600	341,600	285,100	232,300	171,700	27,800	
22 年以上 23 年未満	371,100	328,200	274,600	222,600	164,000	27,200	
23 年以上 24 年未満	357,600	313,700	263,600	212,100	156,300	26,200	
24 年以上 25 年未満	343,600	299,200	252,100	201,600	148,600	25,600	
25 年以上 26 年未満	329,600	284,700	240,600	191,100	140,900	25,000	
26 年以上 27 年未満	315,600	270,200	226,600	178,300	131,800	24,400	
27 年以上 28 年未満	301,600	255,700	212,600	165,500	122,700	23,800	
28 年以上 29 年未満	287,600	240,700	198,600	152,700	113,600	23,000	
29 年以上 30 年未満	273,600	225,700	184,600	140,200	104,500	22,700	
30 年以上 31 年未満	259,600	210,700	169,100	126,700	95,100	22,300	
31 年以上 32 年未満	245,600	195,700	153,600	113,200	85,700	21,700	
32 年以上 33 年未満	230,600	180,200	138,100	98,800	76,300	20,800	
33 年以上 34 年未満	215,600	164,700	122,100	83,800	66,300	19,900	
34 年以上 35 年未満	200,600	149,200	106,100	68,800	56,300	19,200	

備考

1　この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第４条各号の職員となった日以後の期間を示す。

2　この表において、「１項職員」とは第２条第１項の官職を占める職員を、「２項職員」とは同条第２項の官職を占める職員を、「３項職員」とは同条第３項の官職を占める職員をいう。

3　この表において、「１種」とは第２条第１項第１号の官職を占める職員を、「２種」とは同項第２号の官職を占める職員を、「３種」とは同項第３号の官職を占める職員を、「４種」とは同項第４号の官職を占める職員を、「５種」とは同項第５号の官職を占める職員をいう。

別表第二（第七条の二関係）

期間の区分＼職員の区分	2項職員	3項職員
	円	円
1 年未満	36,800	70,000
1 年以上 2 年未満	36,800	70,000
2 年以上 3 年未満	36,800	70,000
3 年以上 4 年未満	36,800	70,000
4 年以上 5 年未満	36,800	70,000
5 年以上 6 年未満	36,800	63,000
6 年以上 7 年未満	35,600	56,000
7 年以上 8 年未満	34,300	42,000
8 年以上 9 年未満	33,000	28,000
9 年以上 10 年未満	31,800	14,000
10 年以上 11 年未満	30,500	
11 年以上 12 年未満	29,300	
12 年以上 13 年未満	28,000	
13 年以上 14 年未満	26,700	
14 年以上 15 年未満	25,800	
15 年以上 16 年未満	24,800	
16 年以上 17 年未満	23,800	
17 年以上 18 年未満	22,800	
18 年以上 19 年未満	21,800	
19 年以上 20 年未満	20,900	
20 年以上 21 年未満	19,900	
21 年以上 22 年未満	19,500	
22 年以上 23 年未満	19,000	
23 年以上 24 年未満	18,300	
24 年以上 25 年未満	17,900	
25 年以上 26 年未満	17,500	
26 年以上 27 年未満	17,100	
27 年以上 28 年未満	16,700	
28 年以上 29 年未満	16,100	
29 年以上 30 年未満	15,900	
30 年以上 31 年未満	15,600	
31 年以上 32 年未満	15,200	
32 年以上 33 年未満	14,600	
33 年以上 34 年未満	13,900	
34 年以上 35 年未満	13,400	

備考

1　この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第４条各号の職員となった日以後の期間を示す。

2　この表において、「２項職員」とは第２条第２項の官職を占める職員を、「３項職員」とは同条第３項の官職を占める職員をいう。